

4 章

関係資料

- 1 長野県食と農業農村振興の県民条例
- 2 長野県食と農業農村振興審議会における地区部会の設置規程
- 3 長野県食と農業農村振興審議会・地区部会の委員名簿と策定経過
- 4 用語解説

長野県食と農業農村振興の県民条例

平成 18 年 3 月 30 日公布
長野県条例第 25 号

山高く、水清く、凛とした空気の本県は、南北に長い広大な県土と、四季の変化に富んだ自然環境のもと、たゆみない農業者の努力により、全国有数の食の供給県として発展してきた。

また、本県の農業及び農村は、人々の命の源となる食料を生産するとともに、県土の保全、水資源のかん養、日本のふるさとの原風景としての景観の形成、文化の継承、食文化の形成等多様な役割を果たしており、地域に住む人々の生活の場であるとともに、訪れる人に明日への活力とやすらぎを与えてきた。

しかしながら、近年、本県の農業及び農村を取り巻く情勢は、輸入農産物の増加、農畜産物の価格の低迷、環境対策への対応、遊休農地の極端な増加等大きく変化しており、さらには、食の安全の確保、食育の重要性や食文化に対する関心の高まり等新たな農業及び農村の創造に向けての対応が求められている。

こうした中で、本県の豊かな緑への貢献を始めとする農業及び農村の多面的機能に対しての県民の理解をさらに深めるとともに、農業及び農村の再生のために、生産から消費までの各段階で、それぞれの役割に応じた適切な取り組みと連携を行うことが必要である。

このような認識に基づき、本県の食と農業及び農村の振興について、広く県民が参加する基本的な姿勢を示すとともに、地域の可能性や実情に即した計画を定め、実効性ある施策を具体化するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、食と農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県、農業者、食品産業等に関する事業者（以下「事業者」という。）等の責務等を明らかにすることにより、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって食と農業及び農村に対する県民の理解を深めるとともに、環境と調和した本県農業及び農村の持続的発展並びに本県経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、安全で安心できる良質な食料が安定的に供給されなければならない。

2 食料の供給は、農業経営の安定化を図りつつ、自給率の向上、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する県民の需要に即して行われなければならない。

3 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農畜産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、県民生活及び県民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

4 農業については、その有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、県内各地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

5 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村等と連携を図るとともに、農業者及び農業関係団体、事業者、消費者及び消費者団体等と協働するよう努めなければならない。

(農業者及び農業関係団体の役割)

第4条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全で安心できる良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に自ら主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 農業者及び農業関係団体は、農業生産活動に当たっては、自然と共生する農業を目指し、環境保全型農業の実践に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念を踏まえ、消費者に対する安全で安心できる良質な食料の安定的な供給に努めるとともに、県産農畜産物の利用の推進に努めるものとする。

(消費者及び消費者団体の役割)

第6条 消費者及び消費者団体は、食と農業及び農村の果たす役割に対する理解を深め、健全な食生活の重要性を認識するとともに、県産農畜産物の消費及び利用を推進すること等により、食育及び食文化の発展に積極的な役割を果たすものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、食と農業及び農村の振興を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第8条 知事は、毎年、県が講じた食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第2章 食と農業及び農村の振興に関する基本的施策

第1節 食と農業農村振興計画

第9条 知事は、食と農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、数値目標等を示し、食と農業農村振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、振興計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県食と農業農村振興審議会の意見を聴かなくてはならない。

3 前項の規定は、振興計画の変更について準用する。

第2節 食と農業及び農村の振興に関する施策

(農業経営の安定等)

第10条 県は、農業経営の安定及び多様な発展を図るため、経営所得安定対策・価格対策及び農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農畜産物の生産及び供給等)

第11条 県は、安全で安心できる良質な農畜産物の生産及び供給を促進するため、農薬、肥料等の適切な使用、食品の表示の適正化その他必要な措置を講ずるとともに、農畜産物の流通及び加工の過程における衛生管理及び品質管理の高度化その他の農畜産物を利用した商品の流通及び加工の体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(環境と調和し共生する農業の推進)

第12条 県は、環境と調和し共生する農業の推進を図るため、農業者等が行う有機物資源を活用した土づくりの促進等農業の自然循環機能の維持増進その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第13条 県は、立地条件、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、需要に即した農畜産物の生産、品質確保のための技術の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(農村及び中山間地域等の総合的な振興)

第14条 県は、農村及び中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。）の総合的な振興を図るため、生活環境の整備による定住の促進そ

の他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産基盤の整備等)

第 15 条 県は、農畜産物の安定した生産を図るため、地域資源の保全に配慮しつつ、農業生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保、遊休農地の活用、有害鳥獣対策その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上)

第 16 条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全及び農業生産性の向上のための農業技術の開発等を推進し、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業の担い手の確保等)

第 17 条 県は、意欲ある農業の多様な担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援、農業経営の法人化及び集落営農等多様な農業経営形態の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農畜産物の販路の拡大等)

第 18 条 県は、農畜産物の付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、事業者との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第 19 条 県は、農業の持続的な発展を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農畜産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(消費者団体との連携強化)

第 20 条 県は、県民が県産農畜産物への理解を深めるとともに、地産地消（県産農畜産物を県内で消費し、又は利用することをいう。）及び旬産旬消（旬の農畜産物を旬の時期に消費することをいう。）を推進するため、消費者団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第 21 条 県は、活力ある農村の自律を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第 22 条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、その多面的機能に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進)

第 23 条 県は、健全な食生活の実現を図るため、家庭、学校、地域社会等において、望ましい食習慣、食の安全、地域の食文化等に係る情報の提供、食農教育に関する人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第 24 条 県は、地産地消及び旬産旬消を推進し、県民が安全で安心できる良質な県産農畜産物を定期的かつ安定的に購入できるように、県産農畜産物の生産及び流通体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 長野県食と農業農村振興審議会

(設置)

第 25 条 食と農業及び農村の振興に関する重要事項を調査審議するため、長野県食と農業農村振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第 26 条 審議会は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 振興計画の策定に関する事項
- (2) 県が実施する食と農業及び農村の振興に関する施策に関する事項
- (3) その他食と農業及び農村の振興に関する重要事項

(組織)

第27条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 農業者の代表者 4人
- (2) 農業協同組合、農業委員会、その他農業関係団体の代表者 3人
- (3) 市町村の代表者 1人
- (4) 県議会議員 2人
- (5) 消費者の代表者 2人
- (6) 食品産業、流通産業等の事業者の代表者 2人
- (7) 食料、農業又は農村に関し優れた識見を有する者 1人

3 前項の規定による委員の任命は、同項第1号に掲げる者については、次に掲げる区域ごとに行うものとする。

- (1) 上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡及び小県郡
- (2) 岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡及び下伊那郡
- (3) 松本市、大田市、塩尻市、安曇野市、木曾郡、東筑摩郡及び北安曇郡
- (4) 長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第29条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第30条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

(部会)

第31条 審議会に、地域振興局の管轄区域ごとに部会を置くものとする。

第4章 補則

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

(「次のよう」略)

附 則(平成20年12月18日条例第49号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日条例第19号)

この条例は、平成25年7月11日から施行する。

附 則(平成28年12月15日条例第44号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2

長野県食と農業農村振興審議会における地区部会の設置規程

第1 設置の目的

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づいて策定する「長野県食と農業農村振興計画」（以下「振興計画」）策定及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関し、各地域の県民の意見の反映と、地域の特性を生かした地域別の発展方向の策定及び検証を行うため「長野県食と農業農村振興審議会」に地区部会を設置する。

第2 地区部会の設置

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に規定されているとおり、地域振興局の管轄区域ごとに、部会を設置する。

第3 地区部会の組織

- (1) 地区部会は、部会委員10人程度で組織する。
- (2) 地区部会の部会委員は、農業者、消費者、農業関係団体、農業委員、市町村職員などから、地域振興局長が任命する。
- (3) 部会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 会議の運営

- (1) 地区部会には部会長を置き、部会委員が互選する。
- (2) 部会長は、会務を総理し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。
- (3) 会議は、部会長が招集し、会長が議長となる。
- (4) 部会長が認める場合は、部会委員以外の者がオブザーバーとして協議に参画することができる。
- (5) 会議は、部会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (6) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (7) 会議は、原則として公開とする。
- (8) 地区部会の事務局は、地域振興局農業農村支援センター農業農村振興課に置くこととし、事務局長は、地域振興局農業農村支援センター所長の職にある者が充たる。

第5 地区部会の任務

地区部会は、次に掲げる事項について検討し、部会長は、「長野県食と農業農村振興審議会」に報告するものとする。

- (1) 県が策定する振興計画及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関する地域の意見の集約
- (2) 県の振興計画に基づき、地域の特性を踏まえた「地域別の発展方向」の策定及び検証
- (3) その他、食と農業及び農村の振興に関し、地域で必要な事項

(補 足)

この規程に定めのあるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

(附 則)

この規程は、平成19年1月19日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

③ 長野県食と農業農村振興審議会・地区部会の委員名簿と策定経過

(1) 長野県食と農業農村振興審議会

ア 委員名簿

【敬称略、五十音順、令和5年(2023年)3月現在】

委員氏名・プロフィール		備考
会長 末松 広行	三井住友海上火災保険(株) 顧問、元農林水産事務次官	有識者
会長代理 武重 正史	長野県農業協同組合中央会 専務理事	農業関係団体代表
委員 市川 覚	(一社)長野県農業会議 副会長	農業関係団体代表
// 清野みどり	生活協同組合コープながの 組合員理事	消費者代表
// 倉崎 浩	長野県青果卸売市場連合会 副会長	流通等事業者代表
// 竹内佳代子	(公社)長野県栄養士会 常任理事	消費者代表
// 竹村 暢子	(株)VINVIE 代表取締役社長	流通等事業者代表
// 続木 幹夫	長野県議会議員	県議会議員
// 所 弘志	長野県土地改良事業団体連合会 常務理事	農業関係団体代表
// 中村 隆宣	長野県農業経営者協会 副会長	農業者代表(中信)
// 藤巻 進	軽井沢町 前町長	市町村代表(R5.2.9退任)
// 丸山 栄一	長野県議会議員	県議会議員(R4.3.31辞任)
// 矢島 りえ	長野県農村生活マイスター協会 前会長	農業者代表(南信)
// 山下 絵里	NAGANO 農業女子コアメンバー	農業者代表(北信)
// 山本 裕之	長野県農業士協会 会長	農業者代表(東信)
// 依田 明善	長野県議会議員	県議会議員

イ 策定経過

期日	項目	内容
2021年8月24日	第1回審議会	・第4期長野県食と農業農村振興計画の策定スケジュールについて
2022年2月7日	第2回審議会	・第4期長野県食と農業農村振興計画の策定について諮問 ・第3期長野県食と農業農村振興計画の取組状況について ・長野県農業を取り巻く情勢について ・第4期長野県食と農業農村振興計画への意見、提言について
2022年6月9日	第3回審議会	・第4期長野県食と農業農村振興計画の骨子と盛り込むべき施策の展開方向について
//	現地調査	須高地域(須坂市・小布施町・高山村)ぶどう振興の取組 長野市生産性を高める樹園地の基盤整備
2022年7月13日	現地調査	上田市稲倉の棚田振興、小諸市果樹の6次産業化、佐久市有機農業者、立科町 農ある暮らし実践者、東御市米の輸出、持続的な畜産物生産の取組
2022年7月28日	現地調査	富士見町農業・観光・工業の地域モデル、原村地域の基幹的な農産物直売所、松川町 全国で第1号のノウフク JAS 認定、松川町有機農業者
2022年8月24日	第4回審議会	・第4期長野県食と農業農村振興計画の素案について
2022年11月18日	第5回審議会	・第4期長野県食と農業農村振興計画の答申案について ・知事に答申
2023年1月10日 ~2023年2月9日	パブリックコメント	・県民からの意見・提言募集

(2) 地区部会

【敬称略、五十音順、令和5年(2023年)3月現在】

<p>佐久地区部会 (11名) 第1回:2022年7月20日、第2回:2022年10月3日 部会長:市川寛(佐久農業委員会協議会長) 岩水陽子(長野県農村生活マスター協会佐久支部長)、北村貴志((株)R&Cながの青果佐久支社長)、佐藤工(小諸市産業振興部農林課長)、佐藤利彦(長野県農業士協会北佐久支部長)、新海智子(NAGANO農業女子)、高見澤勝太郎(長野県農業経営者協会南佐久支部長)、津金初男(南牧村産業建設課長)、富岡洋子(中棚荘女将)、宮澤尚(長野八ヶ岳農業協同組合農業部長)、山崎秀二(佐久浅間農業協同組合営農経済部長)</p>
<p>上田地区部会 (11名) 第1回:2022年8月2日、第2回:2022年9月28日 部会長:和田宏一(信州うえだ農業協同組合常務理事) 伊藤利孝(上小農業委員会協議会長)、稲垣和美(青木村建設農林課長)、王鷲哲哉((株)R&Cながの青果上田本社営業企画課グループマネージャー)、久保町子(JA長野県女性協議会長)、小市邦夫(長野県神川沿岸土地改良区理事長)、坂下浩(長野県農業士協会上小支部長)、田中由紀子(長野県県民会館上小支部長)、原有紀(信州イゲタ味噌醸造蔵元酒の原商店甘酒醸造責任者)、宮澤英雄(上田市農林部農政課長)、渡邊隆信(長野県農業経営者協会上小支部長)</p>
<p>諏訪地区部会 (9名) 第1回:2022年7月21日、第2回:2022年9月21日 部会長:小林昇(信州諏訪農業協同組合常務理事) 鮎澤正浩(長野県農業経営者協会諏訪支部長)、有浦順子(長野県農村生活マスター協会諏訪支部長)、鶴飼和仁((有)エイチアンドエルプランテーション取締役八ヶ岳農場長)、牛山輝明(原村農林課長)、北澤富士男(長野県農業士協会諏訪支部前支部長)、小泉幸善(諏訪地区農業委員会協議会副会長)、高林敬子(女性農業委員の会諏訪支部長)、藤森恵子(長野県県民会館諏訪支部長)</p>
<p>上伊那地区部会 (9名) 第1回:2022年8月10日、第2回:2022年10月3日 部会長:白鳥健一(上伊那農業協同組合常務理事) 有馬久雄(上伊那農業委員会協議会長)、春日州一(三峯川沿岸土地改良区連合理事長)、小松平一(伊那酪農業協同組合代表理事組合長)、清水昭子(長野県県民会館伊那支部長)、菅家美果(長野県農村生活マスター協会上伊那支部長)、中坪宏明(長野県農業経営者協会上伊那支部長)、野村隆二(駒ヶ根市農林課長)、原美鈴(長野県農業委員会女性協議会上伊那支部長)</p>
<p>南信州地区部会 (11名) 第1回:2022年7月4日、第2回:2022年9月30日 部会長:塩澤昇(みなみ信州農業協同組合常務理事) 小澤めぐみ(飯田下伊那栄養教諭、学校栄養職員部会代表)、河合伊津子((有)あちの里取締役)、北原とし子(長野県農業委員会女性協議会南信州支部長)、木下義隆(飯田市農業者)、高坂つかさ(阿智村農業者)、高田清人(南信州農業委員会協議会長)、原昭章(長野県小沢川土地改良区理事長)、古田和夫(長野県農業経営者協会下伊那支部長)、松江良文(飯田市産業経済部農業課長)、宮澤千文(長野県農村生活マスター協会飯伊支部長)</p>
<p>木曾地区部会 (9名) 第1回:2022年7月26日、第2回:2022年9月26日 部会長:田屋万芳(木曾農業協同組合代表理事組合長) 大久保和典(木祖村西山耕地組合長)、織田晴久(木曾郡農業委員会協議会長)、黒内拓美(畜産農業者)、志水敏春(木曾農業協同組合野菜生産部会前部会長)、塩澤郷子(特定非営利活動法人ふるさと交流木曾職員)、戸前寿乃(木曾広域連合移住交流推進員)、野口廣子(長野県農村生活マスター協会木曾支部長)、二宮美香(上松町特産品開発センター利用組合員)</p>
<p>松本地区部会 (10名) 第1回:2022年7月28日、第2回:2022年10月7日 部会長:田中悦郎(松塩筑安曇農業委員会協議会長) 上條信太郎(中信平土地改良区連合理事長)、中村洋子(安曇野市農業委員)、濱由美子(長野県農村生活マスター協会松塩筑支部長)、原武彦(松本市公設卸売市場協議会会長)、降旗道子(長野県県民会館中信支部長)、三村晴夫(松本ハイランド農業協同組合常務理事)、村田鋭太(山形村産業振興課長)、百瀬茂敏(長野県農業経営者協会松筑支部長)、山崎岳志(安曇野市農林部農政課長)</p>
<p>北アルプス地区部会 (13名) 第1回:2022年7月28日、第2回:2022年10月4日 部会長:中村茂(大北農業協同組合専務理事) 飯島志津(いーすら大町特産館事業協同組合館長)、伊藤敬一郎(長野県酒造組合北安曇支部長)、伊藤宏昭(北アルプス地区農業委員会協議会長)、岩井良三(長野県学習旅行誘致推進協議会白馬支部代表)、大澤孔(池田町産業振興課長)、上條美代子(松川村消費者の会代表)、榎葉良子(長野県農村生活マスター協会北安曇支部長)、福島俊((有)ライスファーム野口代表取締役)、藤原真弓(伊折農山村体験交流施設ゆきわり草若女将)、降旗貴紀(大町市産業観光部農林水産課長)、峯村忠志(長野県農業経営者協会北安曇支部長)、山田久志(小谷村観光地域振興課長)</p>
<p>長野地区部会 (12名) 第1回:2022年7月20日、第2回:2022年9月13日 部会長:小池宏明(ながの農業協同組合常務理事) 安藤猛(グリーン長野農業協同組合常務理事)、市川幸彦(豊野町土地改良区理事長)、大川けさみ(チアさみず代表)、荻原健志(長野県農業士協会高井長野支部長)、小淵義彦(高山村産業振興課長)、小松たつ子(長野県農村生活マスター協会更埴支部長)、近藤利之(長野県農業経営者協会長野支部長)、高橋さよ(長野県農業委員会女性協議会長長野支部副支部長)、塚田勝雄(千曲市経済部農林課長)、米倉美樹(生活協同組合コープながの北信地域区分理事)、和田孝久((株)R&Cながの青果長野支社長)</p>
<p>北信地区部会 (10名) 第1回:2022年7月29日、第2回:2022年9月28日 部会長:佐々木真(中野市農業協同組合常務理事) 大熊妙子(長野県農村生活マスター協会下水内支部長)、荻原育夫(ながの農業協同組合みゆき地区担当理事)、小根澤祐子(信州湯田中渋温泉郷女将の会ゆのか会長)、小林巧(長野県農業経営者協会下高井支部長)、小林英哉(中野市経済部産業振興課長)、竹内昭芳(長野県農業士協会飯水支部長)、武田浩明((株)R&Cながの青果中野支社長)、沼田浩子(長野県農業委員会女性協議会長)、丸山真央(飯山市経済部農林課長)</p>

4 用語解説

あ	アニマルウェルフェア	家畜の快適性に配慮した家畜飼養管理
い	1等米比率	農産物検査法の品質基準に基づき、登録検査機関が検査した総量に占める1等格付米の割合
い	稲 WCS	稲発酵粗飼料：稲の子実が完熟する前に、穂と茎葉を一体的に収穫・密封し、嫌気的条件下のもとで発酵させた貯蔵飼料
い	インショップ	Shop in Shop の略。デパート、スーパーマーケットやショッピングセンターなどの商業施設が持つ集客力を利用して、独自のスペースを持って営業している店舗のこと スーパー等に併設されている農産物直売コーナーも含まれる
え	エシカル消費	持続可能な社会の実現のため、人・社会・環境・地域などに配慮した消費行動
お	おいしい信州ふード	県内で生産された農畜産物や主原料が県内産の加工食品、地域に根差した郷土食などの総称
お	おいしい信州ふードネット	県産農畜産物の図鑑やレシピ、食べられる・買えるお店、旬の情報などを発信する情報サイト（ホームページ）
お	オーガニックビレッジ	有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のこと。国では、みどりの食料システム戦略を受け、このような先進的モデル地区を順次創出し、横展開を図ることとしている
お	温室効果ガス	大気圏にあり、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどが該当する
お	御嶽はくさい®	JA 木曽の登録商標。開田高原や木祖村の高標高地で夏場に栽培されるブランドはくさいの商標
か	改植	果樹園において、果樹の樹体を根本から伐採し、抜根又は枯死させた後、伐採した果樹と同規模の優良品種系統等の果樹を新たに植栽すること
か	化学合成農薬	化学的に合成された物質や天然物質等を有効成分とする農業用の薬剤
か	化学肥料	化学的に合成しあるいは天然産の原料を化学的に加工して作った肥料
か	果実産出額	都道府県別の品目ごとの生産数量に、品目ごとの農家庭先販売価格（消費税を含む）を乗じて求めたもの
か	果樹戦略品種	長野県の気象や立地条件、実需者ニーズ等を踏まえ、長野県果樹試験場等において開発・育成し品種登録された品種。特に栽培面積の拡大や品質向上に向けた取組を進める品種
か	家族経営協定	家族で取り組む農業経営について、経営方針や経営における家族一人ひとりの役割、就業条件などについて、家族間の十分な話し合いのもとに決めた取り決め
か	家族農業	家族により管理・運営され、農作業の大部分を家族内の労働力に依存している農業経営のことで、雇用労働を基本とする企業的な農業経営と対比される
か	カバークロップ	二酸化炭素貯留、土壌浸食防止、景観の向上、雑草抑制などを目的として、農作物を栽培していない時期に露出する地表面を覆うために栽培される作物
か	環境にやさしい農業	有機物の土壌還元による土づくりと合理的作付体系を基礎として、化学肥料・化学合成農薬等を科学的・合理的に削減する取組や、温室効果ガスの排出量を削減する取組、使用済みプラスチックの排出を削減する取組など、農業生産に起因する環境負荷の低減と生産性の維持・向上との調和を図りつつ、農家が幅広く実践できる持続性の高い農業
か	かん養	無理のないよう徐々に教え養うこと
が	外国人技能実習制度	諸外国の青壮年労働者を一定期間産業界に受け入れて、各産業の技能等を修得してもらう制度。農業分野においては耕種農業や畜産農業の技能実習が行われている
き	基幹的農業水利施設	100 ha 以上の農地へ農業用水を供給するための用水路、取水口、ため池等、及び 100 ha 以上の農地からの排水を受ける排水路、排水機場
き	木曽牛	木曽地域で飼育されている黒毛和牛の総称。古くから繁殖和牛の産地として、全国へ和牛子牛の供給が行われている

き	北アルプス山麓ブランド	北アルプス地域の農畜産物や農産加工品等の中で、特に優れたものを北アルプス山麓ブランドとして認定し、情報発信することにより、地域産業の振興と地域活性化に資する取組
き	強勢台木	接木に用いられる台木品種のうち、穂木の生育を旺盛にする効果を持つ品種の総称。野菜では主に、トマトの長期どり栽培での生育後半の草勢維持に有効
ぎ	牛群ドック	乳用牛のより良い飼養管理をめざし、人間ドックのように血液検査や飼料給与診断等を行うことで、牛群の健康状態を把握する方法
く	クイーンルージュ®	長野県果樹試験場が「ユニコーン(紫赤色)」に「シャインマスカット(黄緑色)」の花粉を交配して育成した「種なし」で「皮ごと」食べることができる大粒の赤系ぶどう
け	県選択無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰、民俗芸能、民俗技術などの無形で伝承された文化財のうち、長野県が選択するもの。その中で長野県では他県に例のない「食の文化財」を県選択無形民俗文化財として指定・保護に取り組んでいる
こ	荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地
こ	コールドチェーン	生鮮食料品等について、生産段階から消費段階まで所定の低温に保ちながら流通させる体系
さ	サーキュラーエコノミー	循環経済。従来の3Rの取組に加え資源投入量、消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながらサービス等を通じて付加価値を生み出す経済活動
さ	サーベイランス検査	農林水産省の家畜防疫対策要綱に基づいて行われる監視伝染病の検査
し	自給的農家	経営耕地面積 30 a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家
し	次世代型農業支援サービス	農業用ドローンや自動走行農機などの先端技術を活用した作業代行やシェアリング・リースなどの次世代型の農業支援サービス
し	市民農園	サラリーマン家庭や都市住民のレクリエーションとしての自家用野菜栽培や高齢者の生きがいづくり、子どもたちの体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花などを育てる農園のこと。日帰り型市民農園と滞在型市民農園の2タイプがある
し	集落営農	集落など地縁的にまとまりのある地域において、農家が共同化・統一化に関する合意の下に行う生産活動
し	集落営農組織	集落を単位として営農を目的に、農家等により構成される組織で、任意の組織のほか、農事組合法人、株式会社などの法人形態がある
し	樹園地継承	栽培管理ができなくなった園地を JA 出資法人等が一時的に借り入れ、管理や改植後に担い手に継承すること
し	樹体ジョイント仕立て栽培	神奈川県が開発した技術で、主枝の先端部を隣の樹へ接ぎ木し、連続的に連結させた直線状の樹形で骨格枝の早期確立が図られ、樹冠構造が単純で作業導線が直線的になるため、早期成園化や管理作業の省力化が可能になる
し	飼養衛生管理基準	畜産農場内への病原体の侵入防止及び汚染拡大防止、並びに農場外への拡散防止のため、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者が遵守すべき基準
し	商標登録	商標法上の登録制度。消費者が商品やサービスを区別する上で目印となるネーミングやロゴマークを独占的に使用し、また、類似した偽ブランド品などを排除できるように「商標権」を取得するための制度
し	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
し	植物検疫	輸入植物検疫は、海外から植物の病害虫の侵入を防ぐための規制。病害虫の発生は国・地域によって異なるため、同じ植物であっても輸入条件が異なる
し	植物成長調整剤	植物の成長、着果、発根を促進するなどの成長調整作用のある薬剤
し	新規就農里親研修	県職員の就農コーディネーターが、新規就農希望者の就農までのプラン作成を支援するとともに、県に登録している里親農業者が栽培技術や経営管理に係る知識の習得等を支援する研修
し	信州サーモン	長野県の水産試験場でニジマスの雄とブラウントラウトの雌を交配させて作りだした養殖魚（サーモンを思わせる銀色の身体と紅色の身が特徴）
し	信州大王イワナ	受精卵に温度刺激を加えることにより、通常の2対の染色体群を3対持つようにした全雌3倍体イワナ。成熟しないため、一年中おいしく食べられる

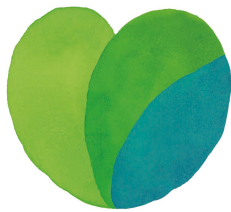
し	信州の伝統野菜	長野県内で昔から栽培されている野菜のうち、「来歴」「食文化」「品種特性」という3項目について、一定の基準を満たしたもの
し	信州黄金シャモ	長野県畜産試験場でシャモと名古屋種を交配することにより作り出した肉用地鶏（歯応えと食味成分の高いことが特徴で料理研究家の服部幸應氏が命名）
し	信州ブランド魚	長野県が独自に開発したオリジナル品種など、信州で生産された特産魚本計画では信州サーモンと信州大王イワナを指す
し	信州プレミアム牛肉	長野県が独自に定めたおいしさ基準（霜降り（脂肪交雑）の入り具合と「香り・口溶け」に影響するオレイン酸含有率）を満たす安全安心でおいしい牛肉
し	信州産シカ肉認証制度	「信州ジビエ衛生管理ガイドライン・衛生マニュアル」に従って適切な新産鹿肉の処理・加工・販売を実施している施設を認証する制度。認証は、信州産シカ肉認証審査委員会が認証審査を行い、適正と認めた処理施設を長野県と信州ジビエ研究会が連名で行う
し	信州棚田ネットワーク	棚田ファンを増やし、多様な主体の連携・協力による棚田の保全と活性化に繋げることを目的として県が設立した、棚田保全団体等の情報の共有や、信州の棚田の魅力を効果的に発信するための場
し	信州農業エグゼクティブMBA研修	本県農業を先導するトップランナーが売上額10億円をめざし新たな視点で自社の経営発展計画を策定する研修
し	信州の環境にやさしい農産物認証	地域の一般的な栽培法と比較して化学肥料と化学合成農薬をそれぞれ原則50%以上削減した方法で生産された農産物を長野県知事が認証する制度
し	信州プレミアム牛肉認定制度	長野県が独自に定めたおいしさ基準（霜降り（脂肪交雑）の入り具合と「香り・口溶け」に影響するオレイン酸含有率）を満たす安全・安心でおいしい牛肉を認定する制度
し	信州6次産業化推進協議会	6次産業化など地域資源を活用した付加価値向上により地域の雇用創出、所得向上を図るため、平成25年9月に1次、2次、3次産業及び行政団体により設立された団体。農業者からの相談対応や事業計画の策定支援、研修会の開催等の支援を行っている
し	食育ピクトグラム	食育の取組を子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、表現を単純化した絵文字
し	食品安全マネジメントシステム	安全安心な食品を消費者に届けるために、食品安全を脅かすハザード（危害）を適切に管理する仕組みによる保証をめざしたもの
す	スマート農業	ロボット技術やAI、IoT、ICTなどの先端技術を活用して、省力化、精密化や高品質生産を行う農業のこと
す	すんき	木曾地域に古くから伝わる伝統的な漬物。塩を使わず赤かぶの茎葉を乳酸発酵させたもの。長野県選択無形民俗文化財の「味の文化財」や地理的表示（GI）保護制度に登録
せ	生分解性ネット	水分や土壌中の微生物によって、水と二酸化炭素に分解される性質をもつポリ乳酸などのプラスチックを原料とした資材の一つ。原料の用途として他に、農業用マルチフィルムなどがある
せ	生分解性マルチ	栽培期間中は通常のポリマルチと同様に使用でき、栽培終了後、土壌にすぎ込むと、土壌中の微生物の働きにより、最終的に水と二酸化炭素に分解されるマルチ
せ	施肥設計	農業生産を行う上で、肥料を合理的かつ有効に利用するように立案する施肥の計画
せ	センシング	センサー（感知器）などを使用してさまざまな情報を計測・数値化する技術の総称。温度や明るさ、衝撃の強さといった要素を定量的データとして収集し、応用する技術全般が含まれる
せ	選択培地	特定の害菌を検出する際に用いられる培地。目的とする菌が発育しやすく、その他の細菌の発育が抑制されるような組成をもつ
そ	草生栽培	果樹園に牧草等を生やす圃地管理法で、二酸化炭素の貯留、土壌浸食防止、地温・土壌水分調節、有機質の補給、果実早熟等の効果がある
そ	その他農業経営体	農業経営体から中核的経営体を除いた、零細な経営体
た	多目的防災網	台風、降雹などの気象災害や鳥類による食害の被害を同時に防止するため果樹園に設置するネット
た	炭素貯留	本来ならば分解され大気中に放出されるはずであった有機物（炭素）を土壌中に閉じこめる行為。農地に施用された堆肥や緑肥等の有機物は微生物により分解され、二酸化炭素として大気中に放出されるが、一部は分解されにくい土壌有機炭素となって長期間土壌中に貯留されることから、その分だけ大気中の二酸化炭素が減少する

ち	畜産 GAP	農業生産活動の持続性を確保するため、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組
ち	知的財産権	人間の知的活動によって生み出されたアイデアや創作物などには、財産的な価値を持つものがあり、総称して「知的財産」と呼ぶ。知的財産の中には、育成者権、特許権、商標権など法律で規定された権利や、法律上保護される利益に係る権利として保護されるものがある。それらの権利を「知的財産権」という
ち	地産地消	地元で生産されたモノやサービスを地元で消費する取組
ち	地消地産	地域にある資源を活用して、地域で消費するものを地域で生産する取組
ち	地理的表示 (GI) 保護制度	地域の特性が確立され、その地域ならではの要因と結びついた地域ブランドである農林水産物や加工食品の名称、酒類の産地名を地域で共有される知的財産として法的に保護する制度
ち	地域計画	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が、自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域ごとに地域の農業者、関係団体と協議し、10年後の区域における将来の農業の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域、農業を担う者ごとの利用する農用地を示した計画
ち	畜産クラスター	畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制
ち	中核的経営体	認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者及び集落営農組織を定義
ち	直播栽培	芽を出しやすくする資材をコーティングした種粒を水田に直接播く栽培方法。本県では、播種前に代掻きを行ってから専用の機械で播種する「湛水直播」が多く行われている。他に乾いた状態の田に播種し、芽が出揃った後に入水する「乾田直播」がある
て	定年帰農者	農村出身者が定年退職後に故郷の農村へ戻り、農業に従事すること。また、出身地を問わず定年退職者が農村に移住し、農業に従事すること
て	デジタル農活信州	就農希望者に対し、県内の就農に関する支援情報（県、市町村、JA等）を県がまとめてインターネット上で一元的に情報発信するため構築した外部サイト
と	頭首工	河川から農業用水を用水路へ引き入れるための施設の総称で、取水用の堰と用水の取り入れ口で構成されている
と	特定家畜伝染病	豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして家畜伝染病予防法で定める8疾病
と	土壌診断	農業の生産基盤としての土壌を調査分析し、診断基準に基づいて診断を下し、農業者に施肥や対処方針を支持、また、土壌変動を監視すること
と	トップランナー（大規模経営体）	明確な経営理念と目標を掲げ、雇用労力の活用等により企業的な経営を展開する所得概ね1千万円（品目により異なるが販売額3千万円程度）以上の経営体（家族経営体、組織経営体）を定義
と	トヨタ式カイゼン手法	トヨタ自動車（株）で考案された作業内容やプロセスなどを見直す経営改善活動で、経営者と雇用者が一体となって様々な知恵を出し合い、問題解決や作業の効率化に向けた活動を行う手法
な	中干し	イネの生育期間中にかん水を中止し、田を乾かすこと。中干しの目的は、①水を切ることにより生育を抑えて茎数の過多を防ぐこと、②土の中に酸素を供給して水がある状態で生成される硫化水素など有害成分を除去すること、③機械作業に適した土の固さを確保すること、が挙げられる
な	長野県強靱化計画	大規模自然災害に対する県土の脆弱性を克服し、防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の視点から本県における様々な分野の指針となる計画
な	長野県原産地呼称管理制度	県産農産物のブランド化を目的として、県内で生産・製造された農産物や農産物加工品を原料・栽培方法・味覚を基準に評価し、味と品質が特に優れたものを認定する制度
な	長野県地域防災計画	本県の防災体制について、国、県、市町村等のとるべき対策や県民の責務などの方針を定めた計画
な	長野県農産物等輸出事業者協議会	県と輸出に意欲的に取り組む県内生産者・食品加工者、生産者団体、輸出関連企業、市町村等で構成され、長野セール開催や輸入事業者の産地招へい等により、農産物や加工食品の海外における販路開拓・拡大に取り組んでいる団体

な	NAGANO 農業女子	県内で農業を行う若い女性農業者（農業女子）を SNS 等でゆるやかにつなぐネットワークの参加者
に	日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定したもの
に	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村長が「農業経営改善計画」を認定した農業経営体。制度資金の低利融資等の支援措置の対象となる
の	農ある暮らし	生活の中に「農」を取り入れ、土を耕し作物を育て、四季の野菜や果物を収穫し味わう喜びを感じながら暮らすライフスタイル
の	濃厚飼料	牧草やわらなど繊維質が豊富な粗飼料に比べ、たんぱく質や炭水化物、脂肪などの栄養素を多く含み、繊維質が少ない飼料
の	農業水利施設	農地へ農業用水を供給するための用水路、取水口、ため池等、及び農地からの排水を受ける排水路、排水機場
の	農業 DX	データ駆動型の農業経営により、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する農業
の	農業法人	事業として農業を営む法人の総称。農産物の生産だけでなく、農業に関連して農作業の請負や農産加工などの関連事業を行う法人も含む
の	農業用ドローン	農薬・肥料散布、作物の生育状況のセンシングなど農業用に使われる無線操縦の無人航空機（ドローン、ラジコン機）
の	農山漁村発イノベーション	地域の農業者が自ら取り組む6次産業化をはじめ、食品事業者や製造業者、商工・観光団体等の多様な主体と連携して、地域資源の付加価値を向上させる取組
の	農村 RMO	複数の集落の機能を補完し、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織（地域運営組織：Region Management Organization の略）
の	農村コミュニティ	一定の農村地域を基盤とした住民組織、人と人とのつながりであり、そこに暮らす農村住民が構成員となって、農村地域づくり活動や農村地域課題の解決等、その農村地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体・組織（集団）をいう
の	農村コミュニティの活動	農村社会（集落）にテーマ性を持ったつながりができ、農村地域づくりや地域課題解決など、農村住民が自主的・主体的に農村地域に関わる様々な活動を展開すること
の	農村の多面的機能	農業生産活動に加え、水源のかん養、洪水の防止、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農村が有している多様な機能
の	農場 HACCP	畜産農場に HACCP の考え方を取り入れ、家畜の所有者自らが有害物質の残留等の危害や生産物の温度管理等の重要管理点を設定し、継続的な記録管理を行う
の	農地中間管理事業（農地中間管理機構）	農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農用地等を貸したい農家（出し手）から農用地等を預かり、担い手農家（受け手）へまとまりのある形で貸し付ける制度。本制度を進めるため長野県においては、「公益財団法人長野県農業開発公社」が県知事より「農地中間管理機構」の指定を受けている
の	農泊	農山村に滞在し、農村地域の人々との交流など、伝統的な生活体験をする農山漁村滞在型旅行
の	農福連携	農業分野での障がい者等の就労を推進し、障がい者等の自立と農業の担い手確保等をめざす取組
の	農薬管理指導士	県が実施する農薬に関する専門的な研修を修了し認定された者で、農薬使用者に対し、農薬の適正かつ安全な使用を徹底させるため、指導又は助言を行う者
は	斑点米	水田に飛来するカメムシ類が出穂後の籾の上から吸汁することにより、黒いまだらな斑点が生じたお米。中山間地で被害が多く、農産物検査上の主要な格落ち要因の一つである
は	半農半 X	農業を営みながら他の仕事にも携わる働き方
は	バイオ炭	燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃ 超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物
ひ	品種登録	種苗法上の登録制度。一定の要件を満たす新品種を農林水産省に登録することで、育成した者に「育成者権」を付与し、知的財産として保護する制度

ひ	品目団体	輸出促進法に基づき、国が輸出重点品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し輸出の促進を図る法人を、認定品目団体として認定するもの。輸出重点品目：農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略で掲げる品目（牛肉、りんご、コメ、ホタテ貝、菓子、味噌・醤油等）
ふ	フェザー苗木	伸長した新梢と同じ年に柔らかい側枝が数本～10 数本発生した苗木。りんご高密度植栽培導入の際に利用する
ぶ	豚熱ワクチン免疫付与による抗体陽性率	豚熱ワクチンを接種した豚のうち、豚熱ウイルスに対する抗体を獲得した豚の割合。抗体陽性率が 80% 以上である場合は、群として十分に免疫付与されていると判断される
ぶ	プレミアム、オリジナル、ヘリテイジ、サステイナブル	「おいしい信州ふーど」で位置づけられた 4 つの厳選基準のカテゴリ <ul style="list-style-type: none"> ・プレミアム：信州産の食材にこだわり源泉基準に基づいたコメ、牛肉、日本酒、ワイン等 ・オリジナル：長野県で開発された品種 ・ヘリテイジ：伝統的又は地域固有の価値を有する伝統野菜やおやき、そば等 ・サステイナブル：自然環境に配慮しつつ持続可能な方法で生産された農畜産物
へ	ペレット堆肥	家畜の糞尿をかく拌・発酵・乾燥させた後に、造粒機械で圧縮し、直径 5 mm 程度の粒状に成形した肥料
ほ	ほおばまき（朴葉巻）	木曾地域に伝わる初夏限定の伝統的な祝い餅。米の粉に熱湯を入れてよくこね、中にあんを入れて、ほうの葉で包んで蒸したもの
ほ	北信州農業道場	北信州農業道場推進協議会（北信農業農村支援センター、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業経営士協会支部で構成）が主催する技術等習得講座で、新規就農 5 年までの方等を対象に作目ごとに品目別の講座を開催し、早期の技術習得による経営安定の支援と、地域農業リーダー人材の育成を行っている。また、農業機械や農業簿記などの選択講座も開催している他、青年農業者の課題解決に取り組んでいる
ぼ	防災重点農業用ため池	農業用ため池のうち、決壊により周辺区域の住宅や学校、病院等へ被害が及ぶおそれがあるとして、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき都道府県知事が指定したもの
ま	慢性疾病対策	家畜の伝染性疾病のうち、重篤な症状を示さないものの、出荷頭数や出荷体重、乳量の低下などの家畜の生産性を阻害する慢性疾病の検査や飼養管理の見直し指導
み	ミズワタクチビルケイソウ	河川等に生育する外来生物と考えられる微細な藻類。繁殖するとミズワタのような群生をつくり、魚類、水生昆虫の生息や生育だけでなく、仕掛けに藻がまとわりつくなど、釣り自体にも支障をきたすことが懸念される
み	みどりの食料システム法	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）の通称。土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用削減の取組や、温室効果ガスの排出削減に資する取組など環境負荷低減事業活動に取り組む農林漁業者が作成する計画を都道府県が認定し、その事業活動を資金の貸付けや投資促進税制等の特例措置で支援することで、環境負荷低減事業活動を促進する制度を含む
も	素びな	地鶏のヒナのこと。在来種（明治時代までに日本導入された鶏 38 種）の血液が 50 %以上であり、ふ化日などの出生証明ができること
も	モニタリング	監視、観察、観測を意味し、農業では、ほ場やハウス内外の環境情報（温湿度、日射量、風速、二酸化炭素濃度等）を各種センサーで継続的又は定期的に観察・記録すること
や	薬剤耐性菌、抵抗性害虫	同じ部位に作用する農薬を何度も使用すると、病原菌や害虫の薬剤耐性、薬剤抵抗性を促すことがある。それら農薬が効かなくなった病原菌や害虫のことを指す
ゆ	有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業
ゆ	有機農業推進プラットフォーム	有機農業に関心のある生産者、消費者、流通業者等の交流・学習の場として、令和元年度に県が開設した“ゆるやかな会議体”
ゆ	有機農産物	周辺から使用禁止資材（化学肥料や化学合成農薬など）が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じている、は種又は植付け前 2 年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しない、組換え DNA 技術を利用しない等、「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のこと

ゆ	輸出支援員	長野県農産物等輸出事業者協議会から業務委託を受け、県産農産物等の輸出拡大に係る支援を行う商社や輸出入事業者。活動内容は、海外市場調査及び報告、輸入事業者及び小売店との交渉・商談、長野フェアの企画・開催、テストマーケティング、産地づくり支援等
ゆ	輸出事業計画	輸出に取り組む農業者等が、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るため、これらの「生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業」に関し、輸出促進法に基づき、農林水産大臣の認定を受けた計画
ら	酪農ヘルパー	酪農家の休日確保や傷病時対応のため、農家に代わって搾乳や飼料給与などの作業を行う者
り	利用許諾	種苗法上の場合、育成者権者がその育成者権を有したまま、有償あるいは無償で他人に当該品種の利用を認めること
り	緑肥作物	栽培後、畑にすき込むことで分解後、肥料として畑に還元され、次作の肥料削減が図れる植物。主に、イネ科やマメ科の作物が利用される
り	りんご高密度植栽培	M.9自根台木のフェザー苗を密植することにより、高単収と早期成園化が可能になるほか正品果率の高い果実生産が可能になる栽培方法
ワ	ワンヘルス	人、動物、環境の3つの健康を1つの健康（ワンヘルス）とみなし、各分野が連携して新型インフルエンザ等の人獣共通感染症や薬剤耐性菌の問題などに取り組んでいくという概念
A	AGRIX NAGANO	長野県農業経営指標を用い、営農条件（作物・土地・要約労働力等の制約条件）を入力することによって、個別経営体の営農計画をシミュレーションできるシステム
A	AI	Artificial Intelligenceの略。人工知能。人間の言語を理解したり、論理的な推論や経験による学習を行ったりするコンピュータプログラムなど
D	DNA マーカー	個体の遺伝的性質や系統・品種等を特定する目印となる DNA 配列のこと
D	DMO	観光地域づくり法人（Destination Marketing/Management Organization）の略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略の着実な実施のための調整機能を備えた法人のこと
G	GAP・国際水準 GAP	農業生産工程管理（Good Agricultural Practices）の略。食品安全・環境保全・労働安全から定められる点検項目※に沿って、農産物を作る際に適正な手順を守り、モノの管理を行い、持続可能性を確保する取組 ※国際水準の取組では「農場経営管理」「人権保護」の視点が加わる
I	ICT	情報通信技術。情報技術の「IT（Information Technology）」に通信の「C（Communications）」を組み合わせた用語
L	LED	発光ダイオード（Light Emitting Diode の略）のことで、電圧を加えたときに発光する半導体素子。省電力で長寿命であり、農業用照明としても導入が進んでいる
J	JETRO（日本貿易振興機構）	日本貿易振興機構法に基づき、貿易・投資促進と開発途上国研究を通じ、日本の経済・社会の更なる発展に貢献することを目的に設立。70か所を超える海外事務所および約50の国内拠点から成る。対日投資の促進、農林水産物・食品の輸出や中堅・中小企業等の海外展開支援に取り組む
J	JFOODO（日本食品海外プロモーションセンター）	日本産の農林水産物・食品のブランディングのためにオールジャパンでの消費者向けプロモーションを担う新たな組織として、日本貿易振興機構（JETRO）内に創設（2017.4.1）
S	SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に盛り込まれた17の目標と169のターゲット
4	4パーミル・イニシアチブ	世界の土壌の炭素貯留量を年率0.4%（＝4%（パーミル））増加させようとする取組。世界の土壌の表層30～40cmの炭素貯留を年間4%増加させることができれば、人間活動によって増加する大気中の二酸化炭素濃度を大幅に削減できるという考え方



しあわせ信州



おいしい信州フード

◆第4期長野県食と農業農村振興計画の全文及び概要版は
長野県ホームページに掲載しています。

第4期長野県食農計画

検索

お問い合わせ先

長野県 農政部 農業政策課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

TEL : 026-232-0111 (代表)

E-mail : nosei@pref.nagano.lg.jp

発行 / 令和5年(2023)6月